建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アクセス　渡久地健正　東京都足立区保木間１―36―13　国土交通大臣許可（般―25）第25194号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　池田建設株式会社　古賀　智道　東京都千代田区九段南２―４―16　国土交通大臣許可（特―23）第21973号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東邦重機開発株式会社　高村　伸彦　東京都中野区中野２―30―５　国土交通大臣許可（般―22）第3898号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東建　小滝　眞人　東京都足立区谷中４―17―10　国土交通大臣許可（般・特―23）第24211号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太平洋テクノ株式会社　齊藤　　仁　東京都荒川区東日暮里１―５―７　国土交通大臣許可（特―24）第15976号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フォーグッド　北見　誠康　東京都千代田区三崎町２―17―２　国土交通大臣許可（特―22）第23673号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年５月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　光陽電気工事株式会社　飯村　愼一　栃木県宇都宮市宝木町２―880　国土交通大臣許可（般・特―22）第2260号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４０４８号

大阪府大阪市中央区今橋２丁目３番21号
申立人　大阪府住宅供給公社
本籍和歌山県伊都郡高野町大字高野山444番地、最後の住所大阪府堺市南区三原台３丁40番６―209号、死亡の場所大阪府堺市南区、死亡年月日平成26年11月12日、出生の場所和歌山県伊都郡高野町、出生年月日昭和18年10月８日、職業不詳
被相続人　亡　火伏　義和
事務所大阪府堺市堺区中瓦町１丁１番21号　堺東八幸ビル５階
相続財産管理人　弁護士　小林　邦子
大阪家庭裁判所堺支部

平成２７年（家）第１８２号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍神戸市東灘区御影山手２丁目163番地、最後の住所神戸市須磨区大黒町２丁目２番12―302号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日平成26年８月30日頃、出生の場所神戸市生田区、出生年月日昭和42年３月29日、職業不詳
被相続人　亡　貝野　　宏
事務所神戸市中央区海岸通８番地　神港ビル７階　神戸海都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向山　大輔
神戸家庭裁判所